

昭和63年7月29日

藤沢市長 葉山 峻 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 山本 章

東京都市圏パーソントリップ調査における調査対象者の個人情報の
外部提供について（答申）

昭和63年7月29日付藤都第第79号をもって諮問された、東京都市圏パーソントリップ調査における調査対象者の個人情報を外部提供することについて、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- ① 藤沢市個人情報保護条例第9条第2項による外部提供の必要性を認める。
- ② 同条例第9条第3項による本人に通知しないことの合理性を認める。
- ③ 同条例第11条によるコンピュータ利用を承認する。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、神奈川県への外部提供の必要性、本人に通知しないことの合理的理由及びコンピュータ利用の必要性は次のとおりである。

・ 神奈川県への外部提供について

- ① 神奈川県内の各都市の交通は、東京都心及びそれを取りまく周辺地域との密接な関係を持ちながら動いていることから、都市の交通現象を把握するためには、東京都市圏全体をとらえた調査が必要である。
- ② そのため東京都市圏を構成する東京・神奈川・埼玉・千葉の各都県の都市群の交通現象について、同一時点でパーソントリップ調査を行うものであり、10年ごとにこれまでも実施してきている。
- ③ 調査の方法は、市内交通ゾーン区域総世帯の3.3%を抽出し、訪問面接調査で行うものであり、そのため、調査対象者の事前の抽出が必要である。
- ④ 本市においても、市内における交通動態をはじめ、市内居住者の行動圏域の広がりに応じた県内・首都圏の広域レベルの交通との関わりや、市外から

流れ込む交通量など、本市に関わる交通動態の全体像を把握できるという本市単独の調査ではなし得ない広域かつ貴重なデータが得られる。

- ⑤ この調査結果については、国・県が新たに計画している自動車専用道路網への市内需要予測や、それに伴う一般道への影響、主要幹線道路の建設に伴う環境アセスメントの将来フレーム予測、総合交通体系計画の見直しなど21世紀に対応する本市交通計画の貴重なデータベースとして活用ができる。

- ・ 本人に通知しないことの合理的理由について

- ① 本調査の対象者は、約3、800世帯、12、000人となり、多人数にのぼることから通知が困難である。
- ② 調査実施に際しては、電車・バス等車内広告、ポスター、新聞、広報への掲載などによる事前PRが広く行われる。
- ③ 調査対象世帯へは葉書による個別の事前協力依頼を行うものである。

- ・ コンピュータ利用について

対象者の抽出は多人数であることから、コンピュータにおいて抽出し、必要事項を印字出力するものである。

3 審議会の判断理由

- ・ 外部提供の必要性について

- ① パーソントリップ調査は、将来の交通計画を立案するうえでの重要な基礎データとなると考えられることから、この調査そのものの必要性は認められる。
- ② また、調査方法については、訪問調査によるものであるが、事前に協力依頼をすることにより、そのための訪問世帯を把握する必要がある。
- ③ そこで、求められている情報は住民基本台帳からの抽出によるものであり、かつ、住民基本台帳の閲覧項目を最小限にした、いわゆる基本型の範囲内である。この情報の性格からすると、当該個人が他に利用されたくないという期待感は調査の公益性と比較衡量すると薄いのではないかと考えられる。
- ④ 本調査は、総務庁長官が指定する指定統計調査であることから、統計法の適用を受けるものであり、同法第17条に基づいて資料の提供依頼がなされ、最終的には提供をしなければならないこととなるものと考えられる。

- ・ 本人に通知しないことの合理的理由について

求められている情報は、住民基本台帳の閲覧項目を最小限にした基本項目であること、また、相手方の事前のPRや該当者への協力依頼がなされること及び責任の所在や利用目的等の要件が明らかにされている等から、事前通知を省略する合理性が認められる。

- ・ コンピュータ利用について

対象情報が住民基本台帳からの抽出であり、本市の住民基本台帳は磁気媒体であることからその利用を認めるものである。

以 上